

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正概要

「運転経歴証明書交付・再交付申請書」及び「運転経歴証明書記載事項変更届出書」については、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）において、その様式が規定されているところ、申請自動受付機の導入に伴い、当該様式が出力されることとなった。

今般、これを機に様式の見直しを行い、職員がこれまで旧様式の余白に便宜上記載していた確認書類等について記録する欄を新設するなど所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

千葉県公安委員会規則で定める別記第11号様式の3の申請書等の様式において、下記のとおり、職員が記録する欄を新設するもの。

(1) 本籍・国籍等欄

申請者又は届出者の本籍等を記録する。

(2) 確認書類欄

本人確認又は変更内容を疎明するものとして提示した書面を記録する。

(3) 照会結果欄

運転経歴証明書の交付申請を受けた際に、申請者の免許取消又は失効の状況を記録する。

(4) 変更内容・再交付申請理由欄

申請者及び届出者から記載事項変更理由や再交付申請理由を聴取した結果を記録する。

(5) 取消日・取消番号欄

申請取消日及び取消番号を確認した結果を記録する。（運転経歴証明書は、運転免許の申請取消又は失効後5年以内であれば交付可能）

3 施行日

令和5年12月10日